

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例（令和3年11月15日京都市条例第8号）（文化市民局地域自治推進室）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分により、南区の所管区域内において、新たに町が設置されるとともに、町の区域が変更されるため、京都市区の所管区域条例の一部を改正することとしました。

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとしました。

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年11月15日

京都市長 門川大作

京都市条例第 8 号

京都市区の所管区域条例の一部を改正する条例

京都市区の所管区域条例の一部を次のように改正する。

南区の所管区域中「吉祥院石原東之口」を「吉祥院石原東之口町」に改め、「吉祥院石原南」及び「上鳥羽花名」を削り、「上鳥羽町田」を「上鳥羽町田町」に改め、「上鳥羽塔ノ本」を削り、「上鳥羽藁田、上鳥羽鴨田」を「上鳥羽藁田町、上鳥羽鴨田町」に改め、「上鳥羽岩ノ本町」の右に「上鳥羽北岩ノ本町、上鳥羽南岩ノ本町」を加え、「上鳥羽大溝」を「上鳥羽大溝町」に、「上鳥羽卯ノ花、上鳥羽中河原、上鳥羽麻ノ本」を「上鳥羽卯ノ花町、上鳥羽中河原町、上鳥羽麻ノ本町」に、「上鳥羽金仏、上鳥羽馬廻」を「上鳥羽金仏町、上鳥羽馬廻町」に、「上鳥羽戒光」を「上鳥羽南戒光町」に改める。

附 則

この条例は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

（文化市民局地域自治推進室）